

高円宮杯 JFA U-15 サッカーリーグ2026 鳥取県リーグ 実施要項

1. 目的 本大会は、拮抗したリーグ戦を通じて、より一層のサッカー技術の向上と健全な心身の発達を促すとともに、選手及び指導者のレベルアップとサッカーの普及を目指し、鳥取県サッカーの向上を通して日本サッカーの発展に寄与するものである。
2. 名称 高円宮杯 JFA U-15サッカーリーグ2026 鳥取県リーグ
3. 主催 一般財団法人鳥取県サッカー協会
4. 主管 一般財団法人鳥取県サッカー協会 3 種委員会
5. 後援 (未定)
6. 特別協賛 (未定)
7. 協賛 (未定)
8. 協力 (未定)
9. 開催日 2026年3月7日(土) ~ 12月20日(日) [7月1日~8月31日まで原則中断]
10. 会場 鳥取県内各中学校グラウンド及び公共施設

11. 参加資格

- (1)「参加チーム」は、大会実施年度に公益財団法人日本サッカー協会(以下「JFA」)「第3種」または「女子」に加盟登録したチーム(以下「加盟チーム」)であること。
- (2)上記「参加チーム」の構成は、「単独チーム」または「合同チーム」に限られる。「単独チーム」は年間を通じて継続的に活動していること。「合同チーム」は全てのリーグに適用し、編成に関する規定は【別紙1細則】に記載する。
- (3)JFA により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内のチーム間であれば移籍手続きを行うことなく本リーグに参加させることができる。なお、本項の適用対象となる選手は第4種年代のみとする。
- (4)「加盟チーム」において複数の「参加チーム」を結成し参加する場合には、1リーグ1チームまでとする。それぞれのチームに監督、帯同審判員、選手の数に不足がないようにすること。
- (5)「参加選手」は、上記「(1)加盟チーム」に所属する登録選手であること。
 - ア.「参加選手」は、上位リーグ(中国プログレスリーグ)のプロテクト選手ではないこと。
 - イ. 上記(4)により複数のチームで参加する場合は、上位リーグで必ず参加選手のプロテクト制度を適用すること。プロテクト制度については【別紙1細則】に記載する。
 - ウ. 中学校体育連盟加盟チームは、その中学校に在籍し、かつ、JFA の女子加盟チーム登録選手を、移籍手続きを行うことなく、本大会に参加させることができる。ただし、登録している女子加盟チームが本大会に参加している場合を除く。
- (6)外国籍選手は、上記(1)(5)により JFA 登録済みであり、1チーム5名まで登録でき、1試合3名まで出場できる。
- (7)移籍選手: 同じ選手が異なる加盟チームへ移籍した際には、同節の試合に出場することは出来ない。
- (8)指導者は「参加チーム」を掌握指導する責任ある指導者であること。
- (9)帯同審判員として、1つの「参加チーム」につき2人以上の有資格者を帯同させること。ユース審判員の登録も可とする。(ただし、1部リーグは高校生以上のユース審判に限る)
- (10)参加者全員が健康であり、未成年については保護者の同意を得ること。

12. 参加チームとその数 : 参加チーム数は全40チーム程度とする。

13. 大会形式

(1)前年度の戦績により下記の各リーグに分かれて試合を行い、順位を決定する。

1部リーグ 8チーム、2部リーグ 8チーム

3部東部リーグ 11チーム、3部中部チーム 5チーム、3部西部チーム 13チームとする。

(2)前後期2回戦制のリーグ戦方式とする。

1部リーグ:前期1回戦総当たり戦を行い、その順位によって後期を上位リーグと下位リーグに分けて、それぞれ1回戦総当たりで行う。勝ち点は前期の結果を持ち越し、順位は上位(1~4位)と下位(5位~8位)の各リーグの中で決定する。

2部リーグ:1回戦総当たり戦で行う。

3部リーグ:東部・中部、西部はそれぞれで3~5チームのリーグに編成し前期1回戦総当たり戦を行い、その順位によって後期を順位別のリーグに分けて1回戦総当たりで行う。前期と後期の勝ち点や得点数、失点数を引き継がない。

(3)後期から参加するチームは3部リーグに所属することとする。

(4)各リーグにおいて前期の1回戦総当たりが開催できた場合、当該のリーグは成立とする。他のリーグの成立状況に関わらず当該リーグごとに個別に判定するものとする。また、成立しなかった場合、終了した試合の公式記録は有効とし、退場による未消化の出場停止処分は懲罰規程に則り、消化されなければならない。

(5)後期のリーグが成立しなかった場合の最終成績の決定方法は以下とする

1. 各部のリーグのうち、上位リーグまたは下位リーグのいずれか一方が成立しなかった場合は、その成立しなかったリーグは前期リーグの順位結果を反映させる。
2. 両方とも成立しなかった場合は、前期リーグの順位結果を反映させる。

14. 競技規則 : JFA「サッカー競技規則(2025/2026)」による。

15. 競技会規定 : 以下の項目については本大会の規程を定める。

(1)競技のフィールド

クレイ、天然芝、人工芝フィールドとし、ピッチサイズは原則 105m 以内×68m 以内であること。

(2)大会使用球 : 5号球(JFA 検定球仕様) モルテン社製 ヴァンタツジオ

1. 1部2部リーグ(芝用/品番:F5N4900)、3部リーグ(土用/品番:F5N4901)
2. マルチボールシステム:会場運営に応じて実施することがある。

(3)競技者の数

競技者の数:11名

交代要員の数:9名以内

交代を行うことができる数: 9名以内(ただし、一度退いた選手は再び出場できない)

ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数:3名以内

(4)役員の数 : テクニカルエリアに入ることができる役員の数:1名以内

(5)テクニカルエリア : 設置を原則とする。

戦術的指示はテクニカルエリア内から、その都度ただ1人の役員が伝えることができる。

(6) 競技者の用具

① ユニフォーム

大会実施年度の JFA「ユニフォーム規程」に則る。ただし、本大会では以下のとおり運用緩和を行う。

1. 本競技会に登録した正・副2着のユニフォーム(シャツ、ショーツ及びソックス)を用意すること。
 2. 背番号は特に制限はなく、試合ごとに決めればよい。
 3. ユニフォームのデザイン、ロゴ等が異なっても、本競技会主催者が認める場合、主たる色が同系色であれば着用することができる。
 4. ゴールキーパーのユニフォームについて、ショーツ、ソックスはフィールドプレーヤーと同系色でも良いものとする。
 5. 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合においていずれかのチームが別の色を着用することを決定する。
 6. ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色に限る。
 7. アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
 8. アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
 9. ユニフォームへの広告表示については、JFA「ユニフォーム規程」に基づき承認された場合のみこれを認める。
- ② チームキャプテンは、アームバンドを着用しなければならない。ただし、アームバンドがない場合はテープ等での代用を認める。

(7) 試合時間 : 以下の時間とし、アディショナルタイムの表示を行う場合がある。

1部リーグ 80分(前・後半40分) 、 2部リーグ 80分(前・後半40分)

3部東部リーグ・中部リーグ 70分(前・後半35分)、 3部西部リーグ 60分(前・後半30分)

(8) インターバル

- ① ハーフタイム : 10分間 (前半終了から後半開始まで)
- ② 熱中症対策に伴う給水タイム : 1分間 (採用方法は別紙細則1)
- ③ 熱中症対策に伴うクーリングブレイク : 3分間を目安とする (採用方法は別紙細則1)

(9) リーグ戦順位決定については下記の①～⑤の順とし規定する。

- ① 勝ち点数 (勝ち:3、引き分け:1、負け:0)
- ② 当該チームの対戦成績(イ.勝点 ロ.得失点差 ハ.総得点数)
- ③ 得失点数 ④ 総得点数 ⑤ 抽選

(10) 第4の審判員 : 原則任命する。

(11) 負傷者の対応:主審が認めた場合のみ、最大2名ピッチへの入場を許可される。

(12) チームベンチ:ピッチ上本部からフィールドに向かって

左側:対戦表の左に記載されているチーム、 右側:対戦表の右に記載されているチーム

(13) 試合の中断および直前の開催不可の場合の取り扱い等 : 【別紙1細則】に記載する。

16. 懲 罰

- (1) 本協会理事会の決議に基づき、本リーグに大会規律委員会を設置し、本協会規律フェアプレー委員会は、JFA 懲罰規程第3条(以下”懲罰規程”という)により委任された所管する懲罰権の一部を懲罰規程第25条に基づき本リーグの大会規律委員会へ再委任する。
- (2) 前項の再委任の範囲は、戒告、譴責および1試合以下の出場停止処分の懲罰に限るものとする。
- (3) 大会規律委員会の委員長はリーグ実行委員長とし、3名以上の委員を委員長が決定する。
- (4) 大会規律委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。
- (5) 上記(2)について、本大会期間中に警告を複数回受けた選手等は直近の本大会1試合に出場できない。(複数回 : 1部リーグと2部リーグは3回、3部リーグは2回 とする)
[JFA 懲罰規程〔別紙2〕第2条3項〕参照]
- (6) 本大会において退場を命じられた選手等は、自動的に本大会の次の1試合に出場できず、それ以降の処置については大会規律委員会または本協会規律フェアプレー委員会で協議し決定する。ただし、出場停止が本大会で消化しきれない場合は次の公式戦で対応する。
[JFA 懲罰規程〔別紙2〕第4条〕参照]
- (7) 上記(5)・(6)は、当該選手が複数のチームに跨って出場している場合には、出場停止処分を受けた部門(カテゴリー)の試合が対象となる。
[JFA 懲罰規程〔別紙2〕第9条〕参照]
- (8) 本大会において、他大会等の出場停止処分を消化する場合は、事前に書面にて大会事務局まで提出しなければならない。
[JFA 懲罰規程〔別紙2〕第7条〕参照]
- (9) 出場停止処分を受けた者は、JFA 懲罰規程〔別紙2〕第3条の通り、試合が終了するまで試合会場内の制限される区域には立ち入ることは出来ない。
- (10) 本大会における懲罰問題は、懲罰規程に従い本大会規律委員会が直接管轄する。
- (11) 本実施要項に記載のない懲罰に関する事項は、本協会規律フェアプレー委員会にて決定する。

17. 大会参加申込

- (1) 1チームに所属するすべての選手と役員4名とし、参加申込した選手の中から、試合ごとに選手最大20名以内を選出する。なお、役員のうち1名は監督を参加申込時に記載すること。
- (2) 大会エントリー用紙に必要事項を記入の上、【別紙細則1】の申込先まで提出すること。
- (3) エントリー提出締切:2026年2月28日(土)17:00必着とする。
- (4) 上記(3)の申込締切以降の追加は認める。(【別紙細則1】に記載)

18. 参加料

- (1) 1チームあたり:1部リーグ 12,000円、2部リーグ 9,000円、3部リーグ 無料
- (2) 別紙細則に記載された金融機関へ期日までに入金すること。
- (3) 原則として返金を行わない。
- (4) 実行委員会の決議により追加徴収をすることがある。

19. 選手証

(1) 各チームの登録選手は、JFA 発行の選手証(写真を貼付したもの)を持参すること。ただし写真貼付により、顔の認識が出来るものであること。

※選手証とは JFA WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示す。

20. 表彰

(1) 「本要項13:大会形式」に則り、1部リーグの優勝チームと準優勝チームに表彰状とトロフィーを授与する。

(2) 1部リーグにおいて、フェアプレー賞、得点王、ベスト GK、優秀選手(11名)を選出し表彰物を授与する。

(3) 表彰式:鳥取県 U-15サッカー選手権大会決勝戦のあとに行う。

21. 交通宿泊

(1)大会参加に要する経費は、全額参加者の負担とする。

(2)交通・宿泊は全て参加チームにて手配すること。

22. 傷害補償

(1)チームの責任において傷害保険に加入すること。

(2)大会会場において疾病・傷害が発生した場合、大会側は応急処置のみを行うものとする。

23. 組合せ : 本大会実行委員会において決定する。

24. 代表者会議 : 1部リーグ、2部リーグ、3部リーグそれぞれで実施する。

(1) 日時会場は別途知らせる。

(2) 参加チームより1名出席すること。

25. マッチ・コーディネーション・ミーティング : 実施しない

キックオフ時刻の30分前までにメンバー提出用紙によるユニフォームの色、出場停止選手、飲水タイムの有無、施設利用の注意事項等について、参加チーム(監督・チームスタッフ)、審判員、会場責任者とともに確認する。その他確認事項は試合前日までに行う。

26. 昇降格

(1)各リーグの昇降格について、次の通り定める。

【前提条件1: 各リーグの順位は、本項13大会形式(2)の最終成績とする】

【前提条件2: 同じリーグ内に同じ加盟チームが複数所属することはできない】

(例:A チームと B チームが同じリーグに所属できない。本要項11.参加資格(4))

1. 昇降格の対象となった場合には、その権利は他の加盟チームへ譲渡する。

2. 上位リーグから同じ加盟チームが降格してきた場合は、成績順位を問わずに他方のチームは自動的に下位リーグに降格する。降格するリーグがない場合は、参加資格を失う。

(2)2026年から2027年の昇降格の対象チームは原則として以下の通りとする。

【決定方針：2026年のリーグ構成を1部8チーム、2部8チームとする】

1. 1部リーグの上位1チームは、中国プロGRESSリーグ参入戦への権利を与える。
2. 1部リーグの下位2チームは、2部リーグへ自動降格とする。
3. 2部リーグの上位2チームは、1部リーグへ自動昇格とする。(権利と義務を有する)
4. 2部リーグの下位3チームは、3部リーグへ自動降格とする。
5. 3部リーグの東部の上位1チーム、中部の上位1チーム、西部の上位1チームを2部リーグへ自動昇格とする。(権利を有する)
6. 3部リーグから2部リーグへの昇格のみ、次年度のチーム事情により昇格の権利を譲渡または放棄することを認める。
7. 1部リーグ、2部リーグで開幕時に11人に満たない場合に限り、当該チームの判断により自主的に降格することができる。ただし、その場合は3部リーグへの降格となる。
8. 上記により、昇降格の対象チームが対象数に満たない場合には、対象の自動昇降格を行わないリーグも起こりうる。(例:2部から1部への昇格対象が1チームの場合、1部から2部への降格チームが1チームとなる場合がある(上位リーグ優先))
なお、1部・2部リーグが8チームを満たさない場合には、下位リーグへ上位リーグへの昇降格について確認する場合がある。
9. 中国プロGRESSリーグの結果やそれらのプレーオフの結果に伴い、昇降格の数に変動が起こる場合がある。(別紙参照)
本大会の昇降格対象チームによる参入残留決定戦(プレーオフ)を実施する場合は、参加資格は本要項に定めるものとし、会場や試合形式、試合時間等については別途定める。
10. 新規参入のチームは原則として3部リーグからの参入とし、大会実行委員会で協議し決定する。
(【別紙細則1】に記載)

27. その他

- (1)本大会要項記載事項に違反し、その他大会運営に支障を来す不都合な行為があった場合には、大会実行委員会および本協会第3種委員会において協議をし、内容によってはJFA懲罰規程に則り対応をする。
- (2)本大会協賛社等から参加チームへの提供物については、本協会から告示があった場合、その指示に従うこと。
- (3)本大会名義をチームの広告宣伝・営業等の目的で許可無く使用することを禁ずる。
- (4)大会要項に規定されていない事項については、大会実行委員会および本協会第3種委員会において協議の上決定する。
- (5)中体連加盟チームにおいて、新入生が入学前に試合に出場する選手は学校長と保護者の承諾を得ておくこと。

以上